

高知県訪問看護師育成講座「訪問看護スタートアップ研修」修了要件に関する申合せ

【ジェネラルコース修了要件】

1. 研修科目（120時間）の3分の2以上を履修していること。
なお、やむを得ない事情（高知県訪問看護師育成講座運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンデマンド受講等による補講を行い、研修目標・修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。
2. 履修科目の研修目標が自己評価において達成できていること。
なお、極端に「理解できなかった」科目については、補講又は相談等を受けること。

【新任コース修了要件】

1. 研修科目（120時間）の3分の2以上を履修していること。
なお、やむを得ない事情（高知県訪問看護師育成講座運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンデマンド受講等による補講を行い、研修目標・修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。
2. 履修科目の研修目標・修了目標が自己評価・他者評価において達成できていること。
3. 大学が設定した学内又は所属先での振り返りに、計画日数（最低6日以上）の3分の2以上出席していること。
なお、計画日数は実践経験や施設・本人希望等を踏まえ、研修受講前に決定するものとする。

【新卒コース修了要件】

1. 研修科目（120時間）の3分の2以上を履修していること。
なお、やむを得ない事情（高知県訪問看護師育成講座運営会議で承認を得たものに限る）で欠席した科目のうち、オンデマンド受講等による補講を行い、研修目標・修了目標が達成されていると確認できた場合は履修科目に含むこととする。
2. 履修科目の研修目標・修了目標が自己評価・他者評価において達成できていること。
3. 大学が設定した学内での振り返り（標準：30日以上）及び所属先での振り返りや教員同行訪問（標準：20日以上）に、合わせて50日以上出席していること。

附 則

1. この申合せは、令和8年4月1日から施行する。
2. この申合せの施行に伴い、高知県中山間地域等訪問看護師育成講座「訪問看護スタートアップ研修」修了要件申合せ事項は廃止する。

附 則

この申合せは、令和8年4月1日から施行する。